

1998年1月策定

# 清く豊かに川は流れる

「アジェンダ21桂川・相模川」



私たちは、桂川・相模川の理想像を「清く豊かに川は流れる」とイメージします。  
私たちは、桂川・相模川を悠久の財産として21世紀に引き継ぐ責務を持っており、  
失われつつある環境を守り、回復するための行動をします。

**桂川・相模川流域協議会**

## 「桂川ニ 清ク豊カナ 水ガ流レル ナニゴトノ 不思議 ナケレド」

かつては、富士山の雪解け水を集めて流れる桂川に、きれいな水が流れているのは当然なことでありました。

流域に住む人々は、「この川に、かつてのような清く豊かな流れを取り戻したい。」と考えました。そして、休日も夜間も厭わず知識と知恵と体力の限りを尽くし、「アジェンダ21桂川・相模川」を策定してくれました。

このアジェンダは、流域に関わりのある市民と事業者と行政のそれぞれの責任とそれぞれの役割を明確にしたものであります。

私は、本県の目指すべき姿を「環境首都・山梨」と定め、これを実現するため「環境首都憲章」を制定し、県民のみなさまに行動規範と活動指針をお示しいたしました。

このアジェンダや憲章に基づく私たちの小さな行動は、砂漠に落とす一滴のしずくかも知れません。しかし、こうした一滴、一滴がやがて大きな流れとなり、桂川・相模川に清く豊かな流れを取り戻せるものと確信致しております。

山梨県も、桂川・相模川の環境を保全するため、これからも懸命な努力をいたしてまいりたいと考えております。

山梨県知事 天野 建

## 桂川・相模川の環境保全のための新しい取り組みに向けて

富士山麓に源を発し、神奈川の中央を流れて相模湾に注ぐ桂川・相模川は、山梨・神奈川両県の県民にとってかけがえのない河川であり、特に本県では、相模川は「母なる川」と呼ばれ、親しまれてまいりました。

この桂川・相模川流域の素晴らしい環境は、自然からの贈り物として、先人から受け継がれてきたものです。私たちはそこから多くの恵みを受けてきましたが、これから21世紀に向かって、この流域全体を生活と切り離せない大切な宝物として、より一層愛し、慈しんでいくことが求められています。

これまで、両県は、県境を越え、共同で桂川・相模川の流域環境の保全に取り組んでまいりました。しかしながら、こうした取り組みは、行政だけでなく、市民や事業者の方々と一体となって進めていかなければなりません。そうした意味で、このたび、流域の市民の皆様、事業者の方々、行政の対話の場である「桂川・相模川流域協議会」が設置されたことはたいへん意義深いことと思います。今後は、行動計画である「アジェンダ21桂川・相模川」に基づき、上流に住む人々と下流に住む人々が、ともに力を合わせ、この素晴らしい流域環境を保全し、次の世代にバトンタッチしていきたいと考えております。

最後に、これまでご尽力くださいました皆様に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、関係の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

神奈川県知事 岡崎 洋

## 「流域環境保全の先駆的取組みに期待」

桂川・相模川流域の関係者の皆様のご多大なご努力により、「桂川・相模川流域協議会」が設立され、「アジェンダ21桂川・相模川」が策定されましたことに心から敬意を表します。

平成6年に策定された国の環境基本計画は、環境への負荷が少ない循環型社会が実現するよう、人が多様な自然・生物と共生できるよう、また、そのためにあらゆる人が環境保全の行動に参加するような社会を構築することを長期的な目標として掲げています。

この目標を達成するためには、それぞれの地域において各主体が一体となった事業や活動を積極的に展開していくことが不可欠です。このため、環境庁においても、地方公共団体による先駆的な事業に対する補助制度を創設したところであり、桂川・相模川流域における環境保全の枠組みづくりは、そのトップバッターの一つとして、平成7年度からスタートされたところです。

市民、事業者、行政の各主体の方々が、立場の違いを越えて流域の環境について共通認識を形成されるまでには多くの時間と労力が費やされたと承知しておりますが、その結果として、新しい合意形成システムの試みともいべき流域協議会が設立され、アジェンダが取りまとめられたことは、環境基本計画を推進する多くの関係者が注目しているところです。

今後とも、この取組みが一層発展し、清く豊かな桂川・相模川が実現するとともに、流域環境保全における日本の良き先例となりますことを心から祈念いたします。

環境庁水質保全局  
水質管理課長 一方井 誠治

## パートナーシップではじめる流域環境保全に向けて

流域の各主体の行動指針となる「アジェンダ21桂川・相模川」が地域の視点から策定され、その推進母体となる流域の自治体、市民、事業者等で構成される「桂川・相模川流域協議会」が設立されたことに対して、携われた方々の熱意、ご努力に心より敬意を表します。また、これを機に、各主体が連携を深めていくことは、大変意義深いことと思います。

昨年河川法が改正され（平成9年12月1日施行）、その目的に、治水・利水に加え、「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また、具体的な河川整備の計画の策定にあたっては、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きなどが導入されたところです。改正の背景の一つには、河川環境の整備と保全を求める多くのニーズに的確に応え、また、河川の特徴と地域の風土・文化などの実情に応じた河川整備を推進するためには、地域との連携が不可欠との認識がありました。京浜工事事務所でも多摩川・鶴見川・相模川の河川管理者として、従来より地域との連携のあり方について模索してきており、その具体的な取組みの基本姿勢として、川づくり・流域づくりにかかわる市民・企業・自治体・河川管理者のパートナーシップの構築を目指しています。

一言で流域といってもその範囲は広く、異なった歴史・風土・環境を持った様々な地域が存在し、立場・考え方が異なる様々な人々が混在しています。連携とは、即ち相互理解であり、自治体どうし、個人どうしが互いに相手の置かれた状況を理解し、相手の考えを尊重し合うところからスタートすると考えます。これから「流域協議会」を通じて、各主体のパートナーシップのもと桂川・相模川の流域環境保全に向けて、共に努力していければと願うものです。

建設省関東地方建設局  
京浜工事事務所長 栗原 秀人

## 「アジェンダ21桂川・相模川」の発刊によせて

本市の西南部を流れる相模川は、豊かな自然環境を形成し、古くから流域の人々の暮らしの中に恩恵を与え、また、自然とのふれあいを求める市民の憩いの場としての貴重な財産となっています。

この自然を守り、市民の憩いの場として次代に残していくために、本市では、昭和57年3月に「相模川計画」を策定し、相模川を守り、親しむ施策を推進しているとともに、平成4年に環境づくりの基本姿勢とでもいうべき「相模原市環境宣言」を、そして平成5年には「自然と調和のとれた豊かな環境づくり」を目指して「さがみはら環境プラン」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって豊かな環境づくりに取り組んでおります。

今回、山梨・神奈川両県の市民・事業者・行政で構成する「桂川・相模川流域協議会」が策定した「アジェンダ21桂川・相模川」は、この流域において、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くための行動計画であります。

今後は、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を果たし、相互に協力しながら流域環境を保全するという一つの目標に向かって努力して行かなければならないと考えております。

この桂川・相模川の雄大な自然を保全し、山梨・神奈川両県民の財産として次代に残し伝えていくために桂川・相模川流域の行動計画である「アジェンダ21桂川・相模川」が十分に生かされることを願うとともに、「桂川・相模川流域協議会」の益々の発展を心からお祈り申し上げます。

相模原市長 小川 勇夫

## 今、自然に対して私たちがすべきこと

「アジェンダ21桂川・相模川」の発刊に際し、山梨県側の流域市町村を代表いたしまして一言あいさつを申し上げます。

富士北麓地域は、ご存知のとおり桂川・相模川の源流を擁する豊かな自然に恵まれた富士山森林地帯を有しています。

この豊かな森林が生み出す自然の営みから私たちは、大気の浄化作用をはじめとし、生命の源泉である水の清浄作用、心の安らぎをもたらす作用等人間の生存にとって欠くことのできない数々の恩恵を受けております。

これらの自然の営みを壊すことなく、助長させることが現在を生きている私たちの責務であると考えております。

今回の「アジェンダ21桂川・相模川」は、両県に跨がる川の流域地域住民が連携し、自然環境保全を目的とした広域的な行動計画を内容としており、県境を越えた国内初の取組として、大変意義のあることです。

今後は、この「アジェンダ21桂川・相模川」に基づき、具体的行動を積極的に展開することにより、自然から人間が享受できるものを将来にわたり持続できるような社会の実現を目指し、行政として与えられた役割を全うすることを表明し、あいさつといたします。

富士吉田市長 栗原 雅智

## 「アジェンダ21桂川・相模川」の策定・推進に際して

桂川は、その源を山中湖並びに西湖に発しており、当社はこの水系に九ヶ所の水力発電所を擁しております。この水系は年間を通して水量が安定していることなどから水力発電に適しており、明治後期から大正年間にかけて次々に発電所が建設されました。中でも大月市にある駒橋発電所は我が国における「長距離高圧送電」の草分け的存在で、東京の早稲田まで送電した歴史的発電所であります。今でも「東京送電水力発祥の碑」が建立されており往事を偲ばせています。

このように、桂川の水は古くから貴重な水資源（クリーンエネルギー）として活用されており、時代の変遷とともに高まる電力需要に応えるべく、その一翼を担ってまいりました。

当社といたしましては、この貴重な水資源を有効活用する一方、従来より河川浄化に真剣に取り組んでまいりましたが、近年は豊かな時代を反映してビニール・プラスチックゴミ等の生活ゴミが増加し、当社が発電所取水口において処理しているゴミの量は年間約100トンにも昇る膨大な量となっております。

河川美化運動が叫ばれてから久しく経ちますが、桂川に流下するゴミの量は依然として横這いの状態で推移しています。

このような状況下において、このたび策定された「アジェンダ21桂川・相模川」は私ども事業者としても、極めて意義深いものであると感じているところであり、この行動方針に則りまして、今後とも流域の皆様方と一緒に河川環境保全に取り組んでまいる所存であります。

東京電力株式会社 山梨支店 駒橋工務所  
所長 石川 和彦

## 「アジェンダ21桂川・相模川」への取り組みに向けて

『アジェンダ21桂川・相模川』の中に「生物との共生」という項目があり、農業が与える影響について考えていくとしています。環境保護の面では使用量の削減が直接的には効果があるのかもしれませんが、私たちは土づくりということを第一義に考えています。つまり、健康な土を作れば病害虫に強い農産物生産が可能という考え方です。むろん農薬や化学肥料の削減は農業経営に大きな影響を及ぼすため、このことへの配慮も必要と思います。土づくりには堆肥が不可欠ですが、都市化や牛肉の輸入自由化で畜産農家は減少の一途で、現在は堆肥の確保が難しくなっています。

また、神奈川県は農業は農地にかけられる税金の高さに苦しんでいます。相続が発生すれば土地を手放さざるをえず、農業の継続が困難なことも少なくありません。

こうした状況のもとで神奈川県は営まれています。本来の機能である新鮮で安全な食料の供給はもとより、水田や畑は集中豪雨から洪水を防ぐダム機能や農地への浸透を通じて地下水を養う効果、さらに農地は大規模災害の時のオープンスペースとなるなどの公益的機能を持っていることも県民のみなさんに知ってほしいと考えています。今、述べたことは神奈川県農業の一端ですが、「流域協議会」での活動を通じ、農業の実状も知ってほしいです。参加者相互の理解を深めていくことが活動の前提として必要と感じています。

JA神奈川県中央会 総務企画部  
次長 瀬戸 浩一

## 交響曲《桂川・相模川》

今、私の飲んでいて汚している水は？という関心から、この「アジェンダ21桂川・相模川」の策定に関わり、「流域協議会」の発足に加わってきました。水の問題を基点として流域の環境問題を文化的・社会的・経済的側面も考え総合的に捉えていくということ、そして、山梨・神奈川両県で自治体の枠組みを越えた取り組みであり、市民・事業者・行政さまざまな立場の人々が、対立ではなく対等の立場で流域の問題を考えていくということに、今までにない新しいあり方として期待しています。

テーブルは用意できました。しかし対等の立場といっても、場合によっては利害の対立もある人々が、あくまで話し合いで問題解決を図っていくためには、根気よく柔軟な姿勢で流域の環境保全というバックボーンを貫いていくことが大切だと思います。また、流域がより良く変化していくためには、流域のより多くの人々が自主的に参加し実際に行動することが不可欠です。必要に応じて変化していくこの「アジェンダ21」・「流域協議会」を、それぞれの地域の中にどう繋げていけるのか？ また地域の問題を全体の流れの中でどう捉えていけるのか？ 大きな流れと個々の流れが相互にうまく連携してこそ、この「アジェンダ21」が現実を変えていく力になります。

各地域、各主体が、それぞれのパートを奏で響かせ合い、全体の流れとして素敵な交響曲を奏でる、そんな《桂川・相模川》として次世代にバトンタッチしていければと願っています。

山梨県 市民 かたくりの会 河西 悦子

## 流域協議会の発足にあたって

アジェンダ21桂川・相模川が策定され、流域協議会が発足しました。

なかなかよくできたのではないかと、という肯定的な評価がある一方、こんなものでは駄目だという厳しい声もあります。

確かに、ここまでの作業は順調なものではありませんでした。さまざまな意見の相違や対立があり、そのほとんどは時間的制約のなかで妥協しなくてはなりませんでした。

しかし、いずれの評価に対しても、いまの時点では何とも言いようがありません。なぜなら、私たちはまだ何もしていないからです。

アジェンダや流域協議会は、目的ではなく手段に過ぎません。私たちの目的は、桂川・相模川とその流域の環境を良くしていくことです。ですから、アジェンダの策定や流域協議会の活動を一所懸命にやったということに自己満足するのではなく、目的をどこまで達成できたかという結果によって評価を受けたいと考えます。

流域協議会には、より多くの人に主体的に参加していただくことが理想ですが、厳しい目でこの活動の成り行きを見守ってくださることも必要です。いつか、この協議会が利用できる場面もあるのではないかと考えています。

山梨県 市民 桂川をきれいにする会 篠田 授樹

## 川を通して市民がみる夢は

20世紀は科学技術と国家規模の統一施策が進展した時代といわれています。しかしその限界が21世紀への重荷になっています。

山梨・神奈川の両県は流域のローカルアジェンダ（地域の行動指針）をつくり、流域協議会を発足するため、自然・環境の保全活動を行う市民団体や市民に、公平に参加、協力を呼びかけました。私はこの英断を信じて計画当初から参加しました。そして流域環境の保全・再生のために真剣に悩み、議論し知恵を出し合いました。これまでにない市民参加の方法としてお互いを尊重し合う流域協議会の仕組みを模索しました。そんな市民のパワーと持続力をその一員として誇りに思ってきました。

これからは水量や生物種の減少、川の自浄作用の衰えや水質汚濁など多種多様な問題について流域全体で情報を共有し、市民、事業者、行政の3者は対立を恐れず協議し、現状の制度を突き抜け21世紀に対応できる知恵を出し合っていけたらと思います。

川は地球の進化を担ってきました。今、流域にすむ人々が川を交点にお互いの利害を越えて「下流は上流を思い、上流は下流を思う」ために集います。

川の気持ちを私達の源流として次の世代につないで行きましょう。

神奈川県 市民 小出川に親しむ会 桑垣 美和子

## 流域アジェンダづくりへの市民の取り組み

桂川・相模川の流域アジェンダづくりに市民が取り組んで1年となりました。

川の自然・環境を保護するために、流域の市民から何百項目にもわたる多様な意見が寄せられ、市民会議ではこれらの意見を市民案としてまとめ、アジェンダ検討委員会に提案し、行政や事業者との話し合いを行ないました。市民の意見の中には、行政の考え方や現在の施策と異なる項目が含まれており、項目によっては行政が議論を避けてしまう場面もありました。検討委員会の議論の過程から学んだことは、市民と行政の意見の違いを乗り越えてアジェンダを策定するには、時間をかけた議論が必要である事でした。結果的に、多くの項目が継続議論となってしまう、今回発行するアジェンダの中に、はっきりとした行動計画として盛り込めなかったことは残念です。

この1年の活動の中でもっとも大きい成果は、流域協議会を設置され、市民・事業者・行政が議論するための仕組みが出来上がったことです。積み残された課題はこの協議会の中で議論してゆく事になっています。

流域協議会の取組みが成功するかどうかは、今後の議論の形態にかかっています。行政にとって耳の痛い意見が市民から出ても、担当者が議論に参加し、対立を恐れず真剣な議論を継続してゆくことはとても大切なことです。また、市民は、文献を調査したり、他の川での取組みを学んだりしながら知識を深めてゆく事が必要になると思います。

今回のアジェンダを出発点に、更に充実した行動計画が策定され、行動の成果が桂川・相模川的环境を良くしてゆくことを願っています。

神奈川県 市民 相模川キャンペーンシンポジウム 氏家 雅仁

# 目 次

## I 桂川・相模川の現況

1. 水系の概況 .....	1
2. 流域の自然環境 .....	1
3. 水利用の歴史と現状 .....	2

## II アジェンダ21桂川・相模川の概要

1. 地球サミットとアジェンダ21 .....	3
2. ローカルアジェンダ .....	3
3. アジェンダ21桂川・相模川策定の経緯 .....	5
(1) 背景 .....	5
(2) 行政のかかわり .....	5
(3) 市民のかかわり .....	5
(4) 事業者のかかわり .....	7
(5) 検討委員会での議論 .....	7
4. アジェンダ21桂川・相模川の意義 .....	8

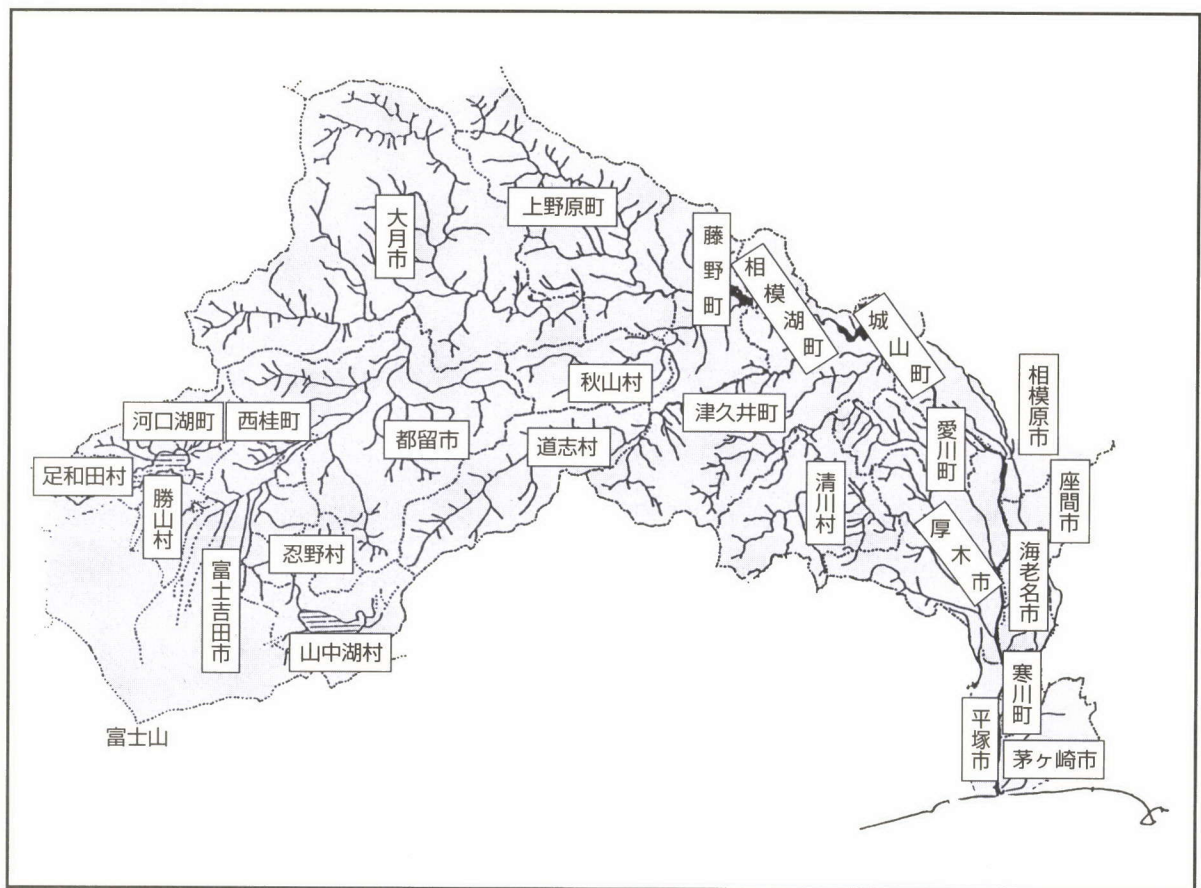
## III アジェンダ21桂川・相模川

1. 確認事項 .....	9
2. 桂川・相模川環境宣言 .....	9
3. アジェンダ21桂川・相模川 .....	11
はじめに .....	11
セクション1 実施主体 .....	12
第1章 市民の参加と役割 .....	12
第2章 事業者の参加と役割 .....	12
第3章 行政の参加と役割 .....	13
第4章 流域協議会 .....	13
セクション2 行動計画 .....	16
第5章 総論 .....	16
第6章 良好な森づくりを進めます .....	18
第7章 多様な生物との共生を基本とします .....	20
第8章 水質・水量の保全を進めます .....	22
第9章 散乱ごみや不法投棄のない地域づくりをめざします .....	26
第10章 開発事業や公共事業においても環境の視点を重視していきます .....	28
第11章 市民、事業者、行政が連携して取り組んでいきます .....	30

## 〈参考資料〉

● 桂川・相模川流域協議会規約 .....	34
● 桂川・相模川流域協議会の運営に関する細則 .....	37
● 桂川・相模川流域協議会の会費等について .....	38

# 桂川・相模川流域



# I 桂川・相模川の現況

## 1.水系の概況

## 2.流域の自然環境

## 3.水利用の歴史と現状



## 1. 水系の概況

桂川・相模川は富士五湖の一つである山中湖を水源として、山梨県、神奈川県を流れ相模湾に注ぐ全長 113km、流域面積 1,680km<sup>2</sup>の一級河川です\*1。山梨県内では桂川、神奈川県内では相模川と呼ばれています\*2。

主な支川としては、上流から順に、宮川 (19.7km)、柄杓流川 (9.6km)、笹子川 (15.7km)、葛野川 (24.5km)、鶴川 (26.3km)、秋山川 (24.0km)、道志川 (44.2km)、鳩川 (16.1km)、中津川 (32.8 km)、永池川 (8.5km)、目久尻川 (19.9km)、小出川 (12.7km) などがあります。また、山中湖をはじめ河口湖、西湖、忍野八海、明見湖などの天然湖沼や相模湖、津久井湖、奥相模湖、城山湖などの人造湖があります。

## 2. 流域の自然環境

### 【地形について】

桂川・相模川は、上流域では富士山と御坂山地、丹沢山地、大菩薩山地などの山並みに囲まれて、これを縫うように大小の支川が合流して流れています。富士山の裾野にある富士吉田市を除くと、このあたりの町は、河川に沿った河岸段丘の上を中心に発達しています。

一方、中流域の城山町から下流にかけての左岸側には、相模野台地と呼ばれる弧状の台地が広がり、また、さらに厚木市から河口にかけては河川に沿って沖積低地が広がっています。中流から下流にかけての市街地は、こうした台地や低地の上に発達しています。

これらの地形はいずれも、桂川・相模川の永続的な堆積・浸食作用によって形づくられたものです。流域の人々の暮らしは、水を利用すること以外にも、桂川・相模川から恩恵を受けています。

### 【動植物について】

流域面積のおよそ66%、1,116km<sup>2</sup>は森林が占めています。この流域には本来、標高800m付近まではシラカシやモミ、標高800~1,500m付近まではブナ、ミズナラ、1,500m以上ではシラベやコメツガなどをそれぞれ主とする森林（自然植生）が発達すると考えられていますが、人間の長年にわたる利用によって、これらの植生は衰退し、かわってクヌギ、コナラ、ヒノキ、スギ、アカマツなどの森林（代償植生）が広い面積を占めています。

流域の森林は、ツキノワグマやクマタカといった大型鳥獣をはじめ、多種多様な動物の生息地となっていますが、全体的に衰退傾向にあるといわれています。

\*1 全長は、幹川流路延長をいう。数値は建設省見解。資料によっては若干異なる数値を示しているものもあります。また、相模川の地質的な歴史を考慮して、金目川水系も相模川水系に含める考え方もあります。（平塚市博物館「相模川事典」〈1994〉）

\*2 河口付近では馬入川という呼称もあります。

# I 桂川・相模川の現況

一方、市街地を中心に外国からの帰化動植物が増えるなど、従来の生態系の変化も指摘されています。河川においても、魚類や水生昆虫類などが豊かに生息していることが報告されている一方で、生息環境の悪化や放流魚などによる影響も考えられています。また、川には湧水やわんど、滝、砂礫地など特有の環境に依存した貴重種、希少種も少なくありません。

これらの動植物の実態については、神奈川県では比較的判明してきていますが、山梨県ではほとんど分かっていません。

## 【水質について】

河川の有機的な汚濁の指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）でみると、桂川・相模川の本川は比較的良好な数値を示していますが、中下流域の市街地を流れる鳩川、目久尻川、永池川などの支川で顕著な汚濁がみられます。上流域では、比較的清冽な支川が数多くありますが、宮川のような人家の集中している場所を流れる河川では汚濁が目立ちます。このことから、人間の暮らしが河川水質の汚濁に少なからず影響を与えていると考えられます。

また、近年では、農薬や化学薬品のほか、新たな化学物質や有害な微生物といった、これまでになかった汚染も懸念されています。

## 3. 水利用の歴史と現状

桂川・相模川の水資源開発の端緒は、古く17世紀の半ば、郡内領<sup>\*1</sup>主、秋元旦馬守泰朝が谷村用水を開削したこととされますが、近代的な開発は明治の時代に始まります。1887年（明治20年）には、横浜市水道が給水を開始し、1904年（明治37年）谷村電燈三の丸発電所に続く1906年（明治39年）東京電燈の駒橋発電所は、我が国初の本格的な水力発電所となるものでした。

その後、流域の人口の増加や産業の発展、特に、中下流域の都市化や京浜工業地帯の工業発展に伴って大量の用水を確保する必要性が生じたことから、相模ダム、城山ダムなどを築造しました。このように、桂川・相模川の水資源開発は、その当初より、流域だけではなくその他の地域の生活や産業をも支える資源として位置付けられていました。

城山ダムが完成した時点における桂川・相模川の開発率（利用率、河川流量に対する水道水や灌漑用水などの割合）は62%でしたが、深城ダムや宮ヶ瀬ダムが完成し、相模取水堰が稼働すると、80%に達すると計算されています<sup>\*2</sup>。

桂川・相模川の特徴は、我が国で例をみないほど利用されている河川だともいえます。

\* 1 現在の山梨県都留市、大月市、上野原町のあたり。谷村用水は都留市にあります。

\* 2 宮村忠「相模川物語」(神奈川新聞社, 1990)

## Ⅱ アジェンダ21 桂川・相模川の概要

### 1.地球サミットとアジェンダ21

### 2.ローカルアジェンダ

### 3.アジェンダ21桂川・相模川策定の経緯

- (1)背景
- (2)行政のかかわり
- (3)市民のかかわり
- (4)事業者のかかわり
- (5)検討委員会での議論

### 4.アジェンダ21桂川・相模川の意義



# Ⅱ アジェンダ21桂川・相模川の概要

## 1. 地球サミットとアジェンダ21

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで180の国や地域の代表、NGO\*<sup>1</sup>、学者、マスコミが集まり、**環境と開発に関する国連会議（地球サミット）**が開かれました。

この地球サミットでは、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会\*<sup>2</sup>の構築という理念が提起され、この理念を実現するための21世紀に向けた人類の具体的な行動計画として**アジェンダ21**が合意されました。

**アジェンダ** (agenda) という言葉は、本来、「課題」、「今から取り組んでいくべき課題一覧」という意味で、**アジェンダ21**は21世紀に向けた課題という意味で用いられています。

**アジェンダ21**には様々な環境問題への対応、開発資源の保護と管理、NGOや地方自治体など様々な主体の構成員の役割強化、実施手段などが書き込まれています。

## 2. ローカルアジェンダ21

**アジェンダ21**には、「アジェンダ21で提起されている諸問題及び解決策の多くが地域的な活動に根ざしているものであることから、地方公共団体の参加と協力が、『アジェンダ21』の目的を達成するために、決定的な要素になる。」(第28章)と書かれています。

さらに、「地方公共団体は、市民、地域団体及び民間企業と対話を行い『ローカルアジェンダ21』を採択すべきである」と述べています。

**ローカルアジェンダ**を策定する際には、3つの要素が大変重要です。

第1は、その理念として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を実現することを基本とすべきです。**ローカルアジェンダ**は、持続可能性という視点から地域社会システムの要素を決めるものであり、新しい理念やコンセプトのもとで既存の法制度の枠組みや既得権益を超えて、新しい地域像をめざしていくことになります。

第2は、その性格として、**アジェンダ**に係わるすべての主体に対して具体的な行動方針や行動項目を示すものでなければなりません。**アジェンダ**を読む人にとって自らが行うべき配慮や行動がおのずとイメージできることが望まれます。

### \* 1 NGO (Non-Governmental Organization)

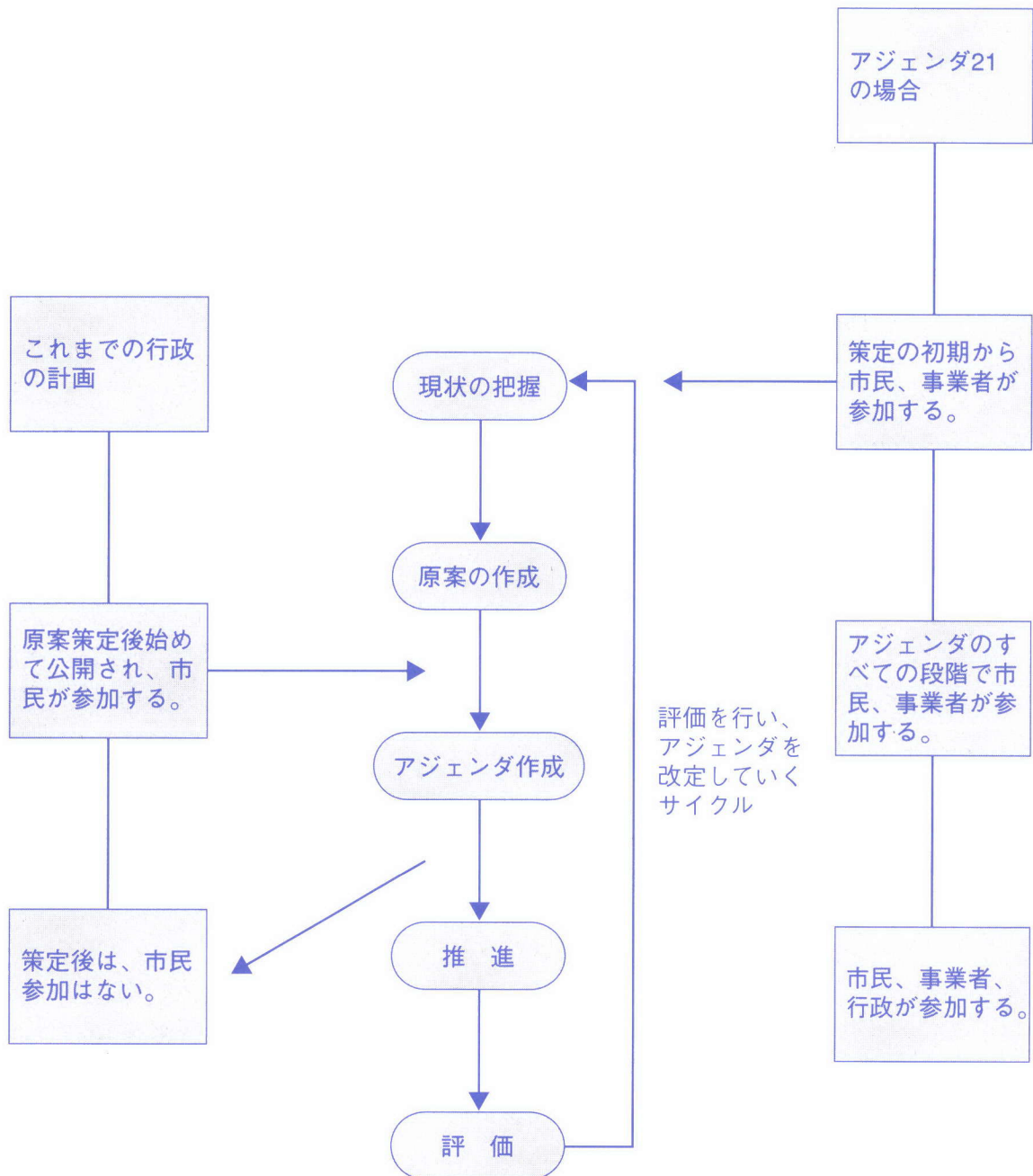
非政府組織をいい、科学者団体、民間企業、女性グループを含むもので、アジェンダの実施にはこれらの団体が継続的、活動的、効果的に参加することが重要です。

### \* 2 持続的発展が可能な社会

エネルギーや資源の消費が少なく、環境負荷の少ない生産形態やライフスタイルを実現した循環型社会であり、生物の多様性が確保された社会をいいます。

## Ⅱ アジェンダ21桂川・相模川の概要

### 〈アジェンダ21の策定・推進のプロセス〉



第3は、その方法として、ローカルアジェンダの策定や、推進にあたっては、地域社会に係わるすべての主体や人々が参加し、対話し、互いに理解を深めながら、合意を形成するプロセスが不可欠な要件です。なぜなら、ローカルアジェンダは、そこに係わるすべての人々の主体的で積極的な行動によってのみ、実現されるものであるからです。

## Ⅱ アジェンダ21桂川・相模川の概要

### 3. アジェンダ21桂川・相模川策定の経緯

#### (1) 背景

両県における桂川・相模川流域の環境保全の取り組みは、1980年（昭和55年）に神奈川県知事が山梨県を訪問し、桂川・相模川の水質保全問題について意見交換を行ったことに始まります。その後、両県では、1992年（平成4年）に、**山梨県・神奈川県水質保全連絡会議**を設置し、定期的な協議を行ってきました。

このように、両県が県境を越えた取り組みを広げようとした中で、流域の環境保全を長期的に進めていく事業がスタートしました。

#### (2) 行政のかかわり

山梨県と神奈川県は、両県民にとってかけがえのない桂川・相模川の流域環境を保全するため、持続可能な発展を基調とした環境保全型社会を築くことを目指し、平成7年度から9年度までの3カ年で桂川・相模川流域環境保全行動推進事業を実施してきました。

この事業は、流域の環境保全の仕組みづくりに県境を越えて両県が連携して取り組むもので、流域環境保全の行動計画となる**アジェンダ21桂川・相模川**の策定と、これを推進する母体となる**桂川・相模川流域協議会**を設立するものです。

両県は、本事業に関係する室課長で構成する**桂川・相模川流域環境保全行動推進事業実行委員会**を1995年（平成7年）11月に設置するとともに、市町村との間には、両県と流域の25市町村で構成し、環境庁と建設省関東地方建設局京浜工事事務所及び同局宮ヶ瀬ダム工事事務所がアドバイザーとなった**桂川・相模川流域環境行政連絡会議**を1997年（平成9年）1月に設置し、アジェンダ策定と流域協議会設置に向けての考え方について協議調整してきました。

また、1997年（平成9年）3月には、流域の25市町村と両県の首長による**第1回桂川・相模川流域サミット**が神奈川県相模原市で開催され、桂川・相模川の流域環境を保全していくことについて、合意されました。

#### (3) 市民のかかわり

この**アジェンダ21桂川・相模川**は、策定の初期段階から多くの市民が参加していることが特徴の一つです。参加した市民、市民団体は、**桂川・相模川アジェンダ21市民会議**（以下「市民会議」という。）をつくり、アジェンダ策定の議論を行ってきました。

市民会議のきっかけは、山梨、神奈川両県が桂川・相模川流域で河川の自然保護活動を行う市民や市民団体へ市民交流のイベントへの参加を呼びかけたことに始まります。当初の県のプランでは、イベントで出された市民の意見を取り入れてアジェンダを策定することになっていました。しかし、アジェンダの策定に市民が主体的に関わることができるのかどうかは不明でした。また、現在の行政の施策と異なる意見が市民から出た場合、どの程度受け入れられるかについても不安がありました。

市民にとって**アジェンダ21**は聞き慣れないものだったので、両県から配布された**ローカルアジェンダ21策定ガイド**<sup>\*1</sup>を教科書として、アジェンダの策定方法を学習しました。

従来の行政の計画は、素案が決まった後に初めて市民に公開されるため、市民の意見が反映されに

## Ⅱ アジェンダ21桂川・相模川の概要

くい方法となっています。これに対しアジェンダでは、策定の初めから市民が参加することが定められています。策定の根幹へ市民が参加することは、市民の意見をより多く反映できる方法で、市民にとって身近な行動計画を作るために重要なことです。アジェンダの策定方法を学んだ参加市民は、イベントの主眼を市民交流からアジェンダのための市民分科会へ発展させ、両県担当者とともに企画・開催しました。

1997年2月22日・23日の2日間にわたり開催されたアジェンダのための市民による会議には150名の参加者がありました。当日は、森づくり、生き物との共生、水質、ごみ、公共事業のあり方、市民参加の6つの分科会に分かれて、桂川・相模川の現状と問題点の抽出、望ましい将来像と目標、対策や計画についての議論を行いました。参加市民の活発な討論により、分科会の中で市民から出された課題点は数百にのぼりました。

分科会で提出された市民の意見を実際のアジェンダ策定に生かすためには、市民による作業の継続が必要でした。このため、分科会の世話人を務めた市民を中心に**桂川・相模川アジェンダ21市民会議**が1997年3月8日に発足しました。

市民にとってアジェンダ作りは初めての経験であるため、環境自治体の専門家にアドバイザーをお願いし、大きく4つの作業を進めました。

- ① アジェンダ市民案の作成
- ② **アジェンダ21桂川・相模川**の策定方法の提案
- ③ 流域協議会の仕組み作りの提案
- ④ **アジェンダ21桂川・相模川**についての事業者・行政との討議

市民会議は月2回のペースで開催され、1998年2月までに22回の会議を開きました。また、1997年9月には、**市民シンポジウム**を開催し、更に多くの市民からの意見を募りながら、現在もアジェンダの議論を継続しています。

\* 1 (財)地球・人間環境フォーラム「ローカルアジェンダ策定ガイド」(1996(平成7)年6月)  
(平成6年度環境庁委託業務結果報告書)

## Ⅱ アジェンダ21桂川・相模川の概要

### (4) 事業者のかかわり

アジェンダ策定に向けての事業者のかかわりは、1997年（平成9年）3月に両県が流域内の事業者を対象にアンケート調査を行ったことに始まります。

流域では、企業、森林組合、漁業協同組合、農業協同組合、水道事業者など様々な事業者が活動しています。流域の事業者の桂川・相模川とのかかわりは、水を原材料として利用している事業者、河川そのものを事業の場としている事業者、河川に排水している事業者など様々です。

このような流域の事業者、約900社が対象となって、流域環境保全の現在の取り組みと考え方についてアンケート調査が行われ、約300社から回答がありました。

この結果について、1997年（平成9年）6月から、両県事業者による合同打ち合わせを行って取りまとめ、アジェンダ策定に向けての事業者（案）としました。

### (5) 検討委員会での議論

アジェンダ21桂川・相模川の策定の協議は、1997年（平成9年）7月に設置された**アジェンダ21桂川・相模川（仮称）検討委員会**（以下「検討委員会」という。）で行われました。

検討委員会では、市民、事業者、行政の3つの主体と、アドバイザーとして、環境庁、建設省関東地方建設局京浜工事事務所が同じテーブルを囲み、循環、共生、参加の3つの部会に分かれて議論を行いました。

7月に市民から提出されたアジェンダ市民案の中から、桂川・相模川流域が抱える流域の課題の整理を中心に議論を進めましたが、検討委員会の議論は、進め方、課題の考え方等について様々な違いがあり、スムーズには進みませんでした。

10月中旬になって、市民提案の課題に対する行政の対応の考え方が示されました。この行政の対応の考え方の中には市民の提案がストレートに伝わっていなかったり、議論がすれ違いとなってしまった部分もありました。

12月に行われた2回の検討委員会では、両県関係課及び建設省関東地方建設局京浜工事事務所から事業内容の説明が行われましたが、市民と行政の中から、「この説明は検討委員会の設置当初に行っ

てほしかった」との意見も出ていました。

提案された課題のうち、合意されたものについては、**アジェンダ21桂川・相模川**に盛り込まれ、今後の行動計画の策定へ移行することになります。

その一方で、市民、事業者、行政の間で意見が異なる課題も数多くありました。

検討委員会は7回にわたって開催されましたが、意見が分かれた課題の多くは議論がつくせませんでした。

検討委員会で議論された内容は、1998年（平成10年）1月20日に設立された桂川・相模川流域協議会に引き継がれました。

## Ⅱ アジェンダ21桂川・相模川の概要

### 4. アジェンダ21桂川・相模川の意義

アジェンダ21桂川・相模川は、桂川・相模川流域のローカルアジェンダ21として桂川・相模川流域協議会が策定しました。

今回策定したアジェンダ21桂川・相模川は、まだ十分なものとはなっておらず、流域環境保全についての議論をするには、今後、多くの時間が必要です。

アジェンダ21桂川・相模川は、河川流域を一つの地域としてとらえたローカルアジェンダ21として位置付けられます。

川は、森と海、山村と都市、大地と大気をつなぐ生命線であり、環境問題を考える上で、重要な構成単位の一つです。

アジェンダ21桂川・相模川は、この流域において、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くための行動計画です。

また、市民、事業者、行政のそれぞれが役割を果たし、相互に協力しながら流域の環境を保全するという一つの目標に向かって努力していく指針となるものです。

上流域と下流域、市民と行政の間には、まだまだ考え方の違いがあります。

桂川・相模川流域の環境を保全し、持続的発展が可能な社会を築いていくためには、上流域と下流域の行政だけではなく、市民や事業者など流域にかかわるすべての人々が、お互いの立場を尊重し、協力・連携して継続的に取り組んでいくことで、子孫に誇れるような桂川・相模川流域づくりを進めていく考えです。

# Ⅲ アジェンダ21桂川・相模川

## 1.確認事項

## 2.桂川・相模川環境宣言

## 3.アジェンダ21桂川・相模川

### はじめに

#### セクション1 実施主体

第1章 市民の参加と役割

第2章 事業者の参加と役割

第3章 行政の参加と役割

第4章 流域協議会



#### セクション2 行動計画

第5章 総論

第6章 良好な森づくりを進めます

第7章 多様な生物との共生を基本とします

第8章 水質・水量の保全を進めます

第9章 散乱ごみや不法投棄のない地域づくりをめざします

第10章 開発事業や公共事業においても環境の視点を重視していきます

第11章 市民、事業者、行政が連携して取り組んでいきます



## 1. 確認事項

アジェンダ21桂川・相模川を推進する市民、事業者、行政の各主体は、桂川・相模川の流域環境の保全を進め、流域に持続可能な発展を基調とした環境保全型社会を築くために、以下の事項を確認しました。

- (1) 未来に引き継ぐ桂川・相模川流域の共通した理想像を想定する。
- (2) この理想像を実現するために、流域に関係する各主体は、所属する社会的グループや居住地域の違いを越えて、協働し努力していく。
- (3) そのために、具体的で効果的な行動計画であるアジェンダ21桂川・相模川を策定、推進していく。
- (4) アジェンダ21桂川・相模川を推進していくため、流域の各主体に平等に開かれた桂川・相模川流域協議会を設置する。  
「開かれた」とは、発言、参加の場が保証されているだけでなく、情報の公開も意味している。
- (5) 桂川・相模川流域協議会では、構成する各主体の理解と納得の上にたった合意を目指していく。

## 2. 桂川・相模川環境宣言

1997年（平成9年）3月に開催した「第1回桂川・相模川流域サミット」において、流域の自治体は、流域住民、事業者などと協力して流域の環境を保全していくことについて合意し、桂川・相模川環境宣言が採択されました。

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 桂川・相模川環境宣言

富士五湖の一つである山中湖を源流とし、相模湾に注ぐ桂川・相模川は、古くから、水道、農業、工業、発電の用水として、流域の人々に恩恵を与えてきた。

近年の生活環境の向上、産業の進展に伴い、水質の汚濁の進行や自然環境の改変など、桂川・相模川は、上流から下流まで人間活動による影響を受けている。

健康で安全かつ、快適な生活を営むための基盤となる桂川・相模川の流域環境を保全するためには、私たち自身が「人と自然との共生」を基本とし、持続可能な社会づくりをしていく必要がある。

本日、流域サミットに参加した私たちは、流域住民、事業者と協力し、桂川・相模川の流域環境を保全していくため、次のとおり、総力をあげて取り組んでいくことをここに宣言する。

### 1. 基本的な方向

#### (1) 持続可能な社会経済システムの構築

環境への負荷をできる限り少なくし、持続的に発展していくことが可能な循環型社会を構築するため、流域住民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識するとともに、適切に行動する責務があることを確認する。

#### (2) 人と自然との共生を基本とした環境倫理

桂川・相模川の豊かな環境を保全することが、流域の発展にとって必要であることを共通の認識とし、健全な生態系を維持・回復し、人と自然との共生を確保していくことを確認する。

#### (3) 各主体の参加による流域の環境保全

将来にわたって流域環境を保全するため、流域住民、事業者、行政が、相互に協力・連携しながら、自主的・積極的に参加する新しいシステムが必要であることを確認する。

#### (4) 将来の世代に桂川・相模川の良い環境を引き継ぐ責務

現在に生きる私たちは、この豊かで魅力ある桂川・相模川を、将来の世代に引き継ぐことを確認する。

### 2. 流域の行動指針と推進母体

#### (1) 「アジェンダ21桂川・相模川（仮称）」の策定

桂川・相模川の流域環境を保全していく長期的な行動指針である「アジェンダ21桂川・相模川（仮称）」を流域の各主体と協力して策定する。

#### (2) 「流域協議会（仮称）」への参加

「アジェンダ21桂川・相模川（仮称）」を推進する母体として設置される流域住民、事業者、行政、河川管理者等で構成する「流域協議会（仮称）」に参加する。

### 3. 第2回桂川・相模川流域サミットの開催

桂川・相模川流域の環境保全を推進するための合意形成を図るため、平成9年度に第2回桂川・相模川流域サミットを開催する。

平成9年3月26日

富士吉田市 都留市 大月市 秋山村  
道志村 西桂町 忍野村 山中湖村  
河口湖町 勝山村 足和田村 上野原町  
平塚市 茅ヶ崎市 相模原市 厚木市  
海老名市 座間市 寒川町 愛川町 清川村  
城山町 津久井町 相模湖町 藤野町  
山梨県  
神奈川県  
環境庁  
建設省関東地方建設局京浜工事事務所  
建設省関東地方建設局宮ヶ瀬ダム工事事務所

## 3.アジェンダ21桂川・相模川

### 〈はじめに〉

私たちは、桂川・相模川の流域の理想像を「清く豊かに川は流れる」とイメージします。

清流とは、ただ、清らかに澄んで、人間が安全に利用できる水をいうのではなく、多種多様な生物の生存を可能にしている流れをいいます。生物たちはまた、その営みのなかで水の汚れを浄化しています。

豊かな流れとは、こうした自然浄化のはたらきが十分発揮できるだけの流れをいうと同時に、森と海、山村と都市、大地と大気を有機的に結び付ける健全な水循環が保たれていることをいいます。

私たちの祖先もまた、古くからこの流域に定住し、時に、自然の厳しさと闘いながら、桂川・相模川の清らかな流れと豊かな生物の恵みを受けて、自らの命を守り育てて来ました。そこには、永年、培われた川と共存するための知恵と恩恵がありました。

戦後半世紀、私たちの暮らしは大きく変化しました。

桂川・相模川から、流域内外の600万人にも及ぶ人々が有形無形の恩恵を受けています。しかし、水がすべての生命の源であり、また有限であることにあまり自覚がありませんでした。森や川、海が良質の水やたくさんの生物を限りなく生み出すのは当然として考えてきました。いくら利用しても、いくら汚しても、森や川や海が、自然に水を浄化し、再び豊かな水を私たちに与えてくれるものと考えてきました。

桂川・相模川はやせ細り、私たちの努力なしに清く豊かな流れを保てないほどになっています。私たちは、一見、豊かで、便利で、快適な生活が、自然環境の大きな犠牲の上に成り立っていることを直視しなくてはなりません。

古き昔から桂川・相模川の恩恵を一身に受け、また悠久の財産として21世紀に引き継ぐ責務をもつ私たち流域住民は、私たちの子孫や、すべての生物が、この川の恵みを公平に受けられるよう、失われつつある環境を守り、失われた環境を回復するために行動します。その具体的な行動計画である**アジェンダ21桂川・相模川**（以下「アジェンダ」という。）を、立場や居住地域の違いを越えて協働して策定し、推進していきます。

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## セクション1 実施主体

### 第1章 市民の参加と役割

河川は、市民\*1の共有財産であり、また、日常の市民生活が河川に及ぼしている影響の大きさを考えると、市民の参加なしにアジェンダの推進は不可能です。

すべての市民は、河川の恵みを楽しむ基本的な権利を持っていますが、同時に、他人の権利を侵害しない責務や、将来の市民に河川の恵みを引き継いでいく責務などを有します。

また、今日の環境問題を引き起こしている人類という種として、他の生物の生存を守る責務もあると考えられます。

市民は、桂川・相模川流域協議会（以下「流域協議会」という。）において市民部会を構成し、アジェンダを推進するとともに、自力で実施可能なものについては積極的に努力していく必要があります。

市民の中には、さまざまな社会的グループ\*\*が含まれており、アジェンダを推進していく場合には、各グループの特性に応じた参加の仕組みを考える必要があります。

### 第2章 事業者の参加と役割

事業者とは、流域で事業活動を行っている企業等\*3をさします。事業者の努力や創意は、社会の安定や豊かさを支える基盤となっており、事業者の自由な事業活動は原則的に保証されていなくてはなりません。その一方で、事業活動は環境資源の消費、利用の上に成り立っているという現実もあります。

その意味で、事業者が環境へ与える負荷は大きなものですが、裏返せば環境保全への取組みの効果も大きなものが期待されます。

このため、アジェンダを推進するには、事業者の参加が不可欠です。

事業者は、流域協議会において、事業者部会を構成し、アジェンダを推進するとともに、自力で実施可能なものについては積極的に努力していく必要があります。

今日の資本主義社会の中で、持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築いていくために事業者に求められている期待と責務は極めて重大です。

\*1 ここでの市民とは、桂川・相模川流域協議会において行政部会あるいは事業者部会に所属しないすべての地域住民、市民団体をさします。地理的に流域に居住する人だけでなく、飲料水なども利用している人、釣りやレジャーで利用している人なども含みます。

\*2 アジェンダ21で示された言葉。アジェンダの策定に当たっては、この社会的グループについては十分な議論はされていませんが、例えば、労働者や労働組合、市民団体、主婦、研究者や研究団体、地方議会議員、上流の市民と下流の市民、無関心な人々といったグループについて、それぞれの役割や参加の仕組みを考えていく必要があります。

\*3 公営企業や行政の出資している企業体、第3セクターも含みます。また、1企業だけでなく、企業団体も含みます。

## 第3章 行政の参加と役割

行政とは流域の市町村、県、国をさします。行政は、各種施策の執行機関として、よりよい社会を創るために大きな責務と、法制度に裏付けられた権限を有しています。**アジェンダ**を推進するためには、行政が参加するとともに、情報公開や市民、事業者の参加を促す役割を担う必要があります。

**流域協議会**において、行政は、行政部会を構成します。

### 【市町村の役割】

流域には25の市町村があります。市町村は、市民にとって最も身近な行政であり、**アジェンダ**の推進には参加が不可欠です。特に地域の問題について、市民、事業者と協力して積極的に地域協議会に参加したり、近隣の市町村と問題解決を図る必要があります。また、その際、市町村レベルで話し合いに必要な担当部局の参加を促すことも必要です。

### 【県の役割】

山梨県、神奈川県は、**アジェンダ**の発起人として、これを積極的に推進する責務があります。また、両県には、法律や条例に基づいて、広域的な観点から、役割を果たす必要があります。桂川・相模川の流程の大半は両県が管理者となっています。

### 【国の役割】

建設省関東地方建設局京浜工事事務所は、河川法を通して相模川を直接管理する機関であり、河川環境の保全と整備と保全に関する施策を直接推進する役割を担っています。**アジェンダ**の推進のために、河川法に基づき総合的な視点から役割を果たす必要があります。

建設省関東地方建設局京浜工事事務所のほかにも流域に関する国の機関についても参加を求めています。

## 第4章 流域協議会

**アジェンダ**を推進する機関として、**流域協議会**を設置しました。

### 【流域協議会の構成メンバー】

流域協議会は、市民、事業者、行政により構成されます。桂川・相模川流域に係わる全ての人がいつでも自由に参加することができるように、流域協議会には、市民部会、事業者部会、行政部会の3つの主体別部会が設けられています。流域協議会の会員は、それぞれ該当する部会に参加することになります。

### 【流域協議会の目的】

流域協議会の目的は、**アジェンダ**を推進することにより、桂川・相模川の流域の環境保全を行い、流域に持続可能な発展を基調とした環境保全型社会を築くことにあります。

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 【流域協議会が行う事業】

流域協議会では、目的を達成するために以下の事業を行います。

① **アジェンダ**の策定、推進、評価及び見直し

具体的な行動計画や目標を順次策定・事業推進を行います。

また、**アジェンダ**の達成状況を評価し、必要に応じて**アジェンダ**の見直しを行います。

② 桂川・相模川の流域の環境保全を図るための事業

行動計画として合意された事業などを行います。たとえば、クリーンアップキャンペーンや指標生物による生物調査などが想定されます。

③ 流域協議会の会報誌の発行

④ その他流域協議会の目的達成のために必要な事業

## 【幹事会】

流域協議会では、市民、事業者、行政の3者間の協議を行うため、幹事会を設けます。

幹事会に参加する幹事は、3つの主体別部会及び地域協議会から選出され、それぞれの主体別部会や地域協議会の中で話し合われた内容を協議し、合意の形成を行います。

## 【監事】

流域協議会には、会計、事業に関して監査を行うために、各主体から監事を選出します。特に、流域協議会が行う事業について監査を行うことは、総会で決定された活動を点検し、成果を明らかにしていく意味で大切なことです。

## 【地域協議会】

桂川・相模川の流域は、広い面積にわたっており、地域によって環境や社会の状況は様々です。このため、流域環境の保全を効果的に行うためには、地域の状況に合わせた取り組みが必要となる場合があります。生活圏を単位に環境保全を考える方がより具体的な取り組みにつながります。

そこで、流域協議会の中には地域協議会を設置することができます。地域協議会は、市町村や支川単位、またはいくつかの市町村にまたがって設置することを想定しています。地域協議会の運営については、各地域協議会が定めることになっており、地域の実情にあわせた独自性のある運営が可能です。

## 【専門部会】

幹事会には、流域の環境保全に関し専門的な検討を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができます。専門部会には扱う専門的な課題に関係ある主体が参加し、必要に応じて専門家の出席・協力を求めることができます。専門部会での検討結果は、幹事会に報告されます。

### 【公開の原則】

流域協議会を開かれたものとするため、必要な情報は、共有することとし、各部会及び協議会の議事内容も公開とします。

### 【流域協議会における今後の検討】

今回のアジェンダの策定に当たっては、十分な議論を行うことができなかった課題が数多く残ってしまいました。しかし、市民、事業者、行政が流域の環境保全のための協議を行う流域協議会を設置できたことは、アジェンダを推進する上で重要な成果です。

今後は、流域協議会の中で、残された課題や新たに提案された課題についての協議を続けていきます。市民、事業者、行政による協議は、幹事会や必要に応じて設置される専門部会で行い、時間をかけて議論し、合意を作り上げていくことになります。合意が得られた項目については、行動計画をつくり、順次、アジェンダに加え、流域の環境保全を進めていく予定です。

## セクション2 行動計画

### 第5章 総論

この**行動計画**には、**清く豊かな桂川・相模川**を実現するために必要と考えられる対策や、これから市民、事業者、行政がとっていく行動が書かれています。しかし、今回策定したものには、具体的な行動計画が十分に書かれていません。

**アジェンダ**には、基本的に各主体の合意によって書いていくという約束のもとに策定の作業を行ってきたため、それぞれの認識の差や社会的な立場の違いによる意見の不一致が多く見受けられました。

この**アジェンダ**は、法的な強制力をもつものではありませんが、各主体が約束として遵守していくことを求めています。策定に当って、各主体がこのことを十分に認識して取り組んでおり、誰かがやるべき事柄でなく、自らこれを実行するという決意でかかわっているからこそ、議論に時間がかかっているのだともいえます。

行動計画の具体的内容については、今後、より広い範囲の人々の参加を得て、**流域協議会**の場で深めていくことが合意されています。議論の過程で、これまでにまったく触れられていないような項目や課題が、新たに加えられることも十分に考えられます。

#### 【項目の設定】

第6章から11章には、流域環境保全を進める上で重要と思われる6つの項目について書かれています。

これらの項目のすべては、**清く豊かな桂川・相模川を実現する**ために必要なものであり、多くの市民が、流域の環境を自らの問題として認識し、取り組むことが不可欠です。

ここでは市民から提起された切り口で項目を整理することが有効と考え、市民の問題意識にあわせた形で整理しました。

また、それぞれ項目別に整理をしてありますが、項目がそれぞれ独立して存在するのではなく、それぞれが互いに関係しています。例えば、森林の保全は、『森づくり』という切り口で検討されていますが、同時に「生物との共生」や長い目で見れば「水質・水量の保全」にもつながり、明瞭な境界線を引けないものがあります。

#### 【現状と課題】

それぞれの項目に関係する現状やその背景、抱えている課題などについてまとめてあります。現状を説明するデータ等も若干載せてあります。

#### 【基本的方向】

各主体が参加した検討委員会での議論の中で確認された課題解決のための考え方をまとめてあります。

### [今後の検討事項]

より具体的な行動計画を策定するうえで、検討が必要と思われる事項をまとめてあります。これらは今後、**流域協議会**で議論していくことになっています。

中には、現行の制度や科学技術などの制約ですぐには実行困難ではないかというものも含まれていますが、実現可能性の有無にかかわらず、様々な角度から課題解決のための方策を議論しておくことも大切です。

# Ⅲ アジェンダ21 桂川・相模川

## 第6章 良好な森づくりを進めます

### 〈現状と課題〉

森林は、木材やきのこ、薪や炭を生産する機能、水を貯えたり、水質を浄化する機能、山崩れを防止する山地災害防止機能、気温の緩和、大気浄化、騒音防止などの生活環境保全機能など、私たちの暮らしに様々な役割を担っています。

また、森林は、自然学習や心身をリフレッシュする森林浴やレクリエーションの場、多様な生物の生息の場でもあるなど流域の大切な財産です。

しかし、森林を守ってきた山村地域は、安価な外材輸入による林業経営の不振、人口の都市集中による過疎化、住民の高齢化の進行など厳しい状況に置かれており、森林所有者の山離れや林業従事者の減少により、森林の手入れが進まず森林の持つ様々な機能の低下が懸念されています。

また、都市地域では開発により平地林が姿を消しており、身近な自然が失われつつあります。

森林の役割を認識し、流域の財産として位置付け、森林の多様な機能を良好に維持・保全しながら、次の世代に引き継いでいくことは、現在に生きるわたくしたちの責務です。

### 木材の生産コスト比較

(1980年を100とした時の1995年の指数)

卸売物価指数	販売価格		生産コスト	
	コメツガ丸太	スギ山元立木	苗木代	伐出業賃金
83	76	52	142	148

(山梨県林政部資料)

### 神奈川県における平地林の減少率

期間(年)	1960～1970	1970～1980	1980～1990
減少率	27.1%	6.5%	-0.2%

(環境庁：平成7年度版環境白書)

## 〈基本的方向〉

水資源のかん養や山地災害の防止など森林の公益的機能を将来にわたり享受するには、これらの森林を守ってきた山村に活力を取りもどすとともに、上流と下流の広範な関係者は、連携を強化し、協力して良好な森林づくりを進めていきます。

また、生物の多様性を育む森林づくりを進めていきます。

## [今後の検討事項]

- 林業は、生産コストが上がる一方で、収入源である木材の販売コストが低下していて、森林づくりの担い手である森林所有者の自助努力だけで行うには限界があり、市民や行政など、流域の各主体による支援が必要です。

森林を流域の財産と位置付け、持続可能な森林経営をめざし、流域で生産される木材の利用や複層林施業、天然林施業の推進など流域全体で対策を進めていく必要があります。

- 身近な環境を観察すると、カブトムシやクワガタムシがいた平地林がなくなったりしていることに気が付きます。

また、ニホンジカによる森林の被害やニホンザルやイノシシによる農作物の食害が多くなっていることから生物の生息環境の変化が起きていると考えられます。

野生生物との共生という視点から人間の様々な行為を見直していく必要があります。

- 森林への関心が高まっており、植林や下草刈りといった森林体験を求める人々が増加していますが、さらに、森林体験指導者の育成や学びの場の確保、森林ボランティアの育成などを進め、森林づくりの大切さを多くの人々に実感できるしくみを作っていく必要があります。また、森林浴や自然観察の場の確保とともに、自然解説者を養成し、森林への理解を深め、森林に親しめる機会を増やすことが大切です。

- 流域には、山地災害の発生する恐れがある地区が存在するため、砂防ダムや治山堰堤・山腹の植生回復などの防災工事が行われていますが、危険地域への居住を制限するなど、ソフトな対策も合わせて行う必要があります

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 第7章 多様な生物との共生を基本とします

### 〈現状と課題〉

桂川・相模川とその流域には、貴重種・希少種<sup>\*1</sup>を含め、多くの種類の動植物が生息・生育しています。しかし、都市化や開発による生息域の減少、水質汚濁や水量の減少による生息環境の悪化、その他種々の影響が懸念されています。

例えば、相模川には、関東地方に生息する主な淡水魚が一通りそろっているとされていますが、ダムや堰による遡上・降河の阻害、河川改修等による産卵場所の減少、魚類のへい死事故が問題となっています。

また、ある程度汚濁に耐えるギンブナやコイなどの魚類が増えていることや、河口域に入り込む海水魚が多いこと、人為的な移入放流による在来種への影響など、魚類相の変化についても指摘されています。<sup>\*2</sup>

河川には、魚類だけでなく、藻類や水生昆虫、鳥類、哺乳類など多くの動植物が生息・生育しており、食物連鎖など有機的な関係が成り立っています。上流域にいくと、さらに、川と森との関係も密接になります。生物との共生では、これらの関係を断ち切らないことも大切だと考えられています。

また、河川には湧水やわんど、滝、中洲、ヨシ原、河原といった特有な環境があり、こうした環境と強く結び付いた生物も少なくありません。近年では、これらの生物の衰退にも警鐘が鳴らされています。

川や森は、私達人間だけのものではないということを自覚して、常に生物との共生という視点をもっていくことが求められます。

\* 1 日本の絶滅のおそれのある野生生物（環境庁編, 1991）、我が国における保護上重要な植物種の現状（日本自然保護協会他, 1989）、神奈川県レッドデータ生物調査報告書（神奈川県レッドデータ生物調査団, 1995）、神奈川県地域環境評価書（1990～1993）、環境庁の自然環境保全基礎調査、植物群落レッドデータブック〈財日本自然保護協会、財世界自然保護基金日本委員会編〉、環境庁絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 植物編（環境庁編）で対象となっている種などがあります。

\* 2 平塚市博物館「相模川事典」(1994)、神奈川県レッドデータ生物調査報告書（前掲書）

## 〈基本的方向〉

現存する良好な自然環境を保全するとともに、改善が必要な地域については、野生生物の生息・生育に適した自然環境への転換を図っていきます。

人工的な構造物による野生動物の棲息空間の分断を避けるよう配慮するとともに、基礎的な情報収集など調査を実施していきます。

## [今後の検討事項]

- 身近な雑木林や里山などを守り、河川の自然形状、湧水、自然堤防などの回復を行うことにより、生物の生息・生育環境を保全し、また、併せて、貴重種・希少種及び植物群落等を保護していく必要があります。
- 堰堤などに魚道を設置したり、陸上動物の生息場所を森林で繋ぐなど、生物の生息・生育環境の空間的連続性の確保を図り、流域の生態系を回復する必要があります。  
また、生態系を保全するため、水質の保全や水量の確保が重要な課題です。
- 流域の動植物について調査を継続し、その成果に基づいて生態系の保全対策について検討していく必要があります。
- 農薬、合成洗剤などその他の化学物質が生物に与える影響について考える必要があります。
- 生物の生息環境は、河川であれば河川工事、陸域であれば、開発工事などの影響を少なからず受けます。このような工事を進める際には、住民や専門家などの意見を十分に反映した形での工事実施を進めるべきであると市民から提案されています。この提案は、河川法改正に伴い、今後、どのような形で実現していくかについて議論が必要です。
- 新河川法・政令の施行に伴い、河川管理のあり方について新たな展開が求められる時期でもあるため、河川空間利用のあり方、車両の乗り入れ規制区域の指定、利用ルールの検討など、生物との共生に配慮した河川敷の利用方法や桂川・相模川における在り方について検討する必要があります。

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 第8章 水質・水量の保全を進めます

### 〈現状と課題〉

桂川・相模川の流域には約130万人の人々が暮らし、約79,000の事業所が活動しています。

相模川の水は、流域の市町村だけでなく、横浜市、川崎市、横須賀市など相模川の流域外にも水道用水として供給され、神奈川県内の水道水の約6割をまかっています。

桂川・相模川は、源流の観光地である山中湖から相模湾に注ぐ河口まで、生活排水や産業排水の影響を受けています。特に、人口が集中する都市部を流れる支川において、水質汚濁が進んでいます。

また、神奈川県の水がめである相模湖・津久井湖では、夏期を中心に「アオコ」が発生し、水道水源のかび臭や浄水処理障害の原因にもなっています。

桂川・相模川は、流量が豊富で安定していたので、過去から主として発電、農業、都市用水などとして取水が行われてきました。

人口の増加や生活様式の変化等による水需要量の増加、森林の手入れ不足や土地利用の変化によるかん養機能の劣化、ここ数年の少雨化などから、全体として流量が少ないと感じられるようになってきました。

一方、河川と密接な関係にある地下水についても、有害化学物質による汚染や過剰な汲み上げによる地盤沈下が一部の地域で見られています。

また、湧水の枯渇や減少も見られます。

### BODの汚濁負荷の状況

単位：t/日

		生活系	産業系	観光系	畜産系	自然系	合計
流域全体		21 (54.4%)	11 (28.5%)	0.5 (1.3%)	1.2 (3.1%)	4.9 (12.7%)	38.6 (100%)
内訳	山梨県	6 (52.2%)	2 (17.4%)	0.2 (1.7%)	0.1 (0.9%)	3.2 (27.8%)	11.5 (100%)
	神奈川県	15 (55.3%)	9 (33.2%)	0.3 (1.1%)	1.1 (4.1%)	1.7 (6.3%)	27.1 (100%)

桂川・相模川流域環境基礎調査（平成7年度、8年度）

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 桂川・相模川の水質

### 〈本川の水質〉

平成8年度年平均値 (mg/ℓ)

水 域	地 点	BOD	COD	全窒素	全りん	環 境 基 準
山 中 湖	山 中 湖 心	0.83	2.6	0.17	0.013	湖沼A(COD3mg/ℓ以下)
河 口 湖	河 口 湖 心	1.3	3.1	0.35	0.015	湖沼A(COD3mg/ℓ以下)
桂 川	富 士 見 橋	0.69	0.83	1.1	0.15	河川AA(BOD1mg/ℓ以下)
桂 川	大 月 橋	1.6	2.2	1.6	0.11	河川A(BOD2mg/ℓ以下)
相 模 湖	境 川 橋	1.6	2.1	1.6	0.14	河川A(BOD2mg/ℓ以下)
津 久 井 湖	沼 本 ダ ム	2.0	2.5	1.5	0.079	河川A(BOD2mg/ℓ以下)
相 模 川	寒川取水堰(上)	1.4	2.6	2.3	0.092	河川A(BOD2mg/ℓ以下)
相 模 川	馬 入 橋	2.4	5.7	6.2	0.45	河川C(BOD5mg/ℓ以下)

### 〈主な支川の水質〉

平成8年度年平均値 (mg/ℓ)

水 域	地 点	BOD	COD	全窒素	全りん	環 境 基 準
宮 川	昭 和 橋	6.2	5.5	1.3	0.25	河川B(BOD3mg/ℓ以下)
柄 杓 流 川	柄杓流川流末	1.3	1.8	1.7	0.16	河川A(BOD2mg/ℓ以下)
笹 子 川	西 方 寺 橋	1.2	2.0	1.2	0.034	河川A(BOD2mg/ℓ以下)
鶴 川	鶴 川 橋	2.1	2.6	1.5	0.11	河川A(BOD2mg/ℓ以下)
鳩 川	馬 船 橋	4.8	6.2	4.0	0.17	(河川A<BOD2mg/ℓ以下>)
中 津 川	第 1 鮎津橋	1.8	2.3	1.9	0.058	(河川A<BOD2mg/ℓ以下>)
永 池 川	本川合流前	7.1	7.8	5.1	0.30	(河川A<BOD2mg/ℓ以下>)
目 久 尻 川	河 原 橋	9.4	9.2	8.2	0.57	(河川C<BOD5mg/ℓ以下>)

平成8年度公共用水域・地下水水質測定結果 (山梨県)

平成8年度公共用水域及び地下水の水質測定結果 (神奈川県)

## Ⅲ アジェンダ21 桂川・相模川

### 〈基本的方向〉

水は流域を循環する間に、生物を育み、作物を育て人の生活や生産活動を支えるなど多様な働きをしていますが、現在、様々な要因により、健全な水循環が損なわれ、各種の問題が生じています。

流域の健全な水循環の確保に向けて、各主体は、水質汚濁の軽減に努めるとともに、節水型社会をめざし、節水や水の有効利用を推進し、将来にわたって清く豊かな桂川・相模川を保全します。

### 【今後の検討事項】

- 生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、地域特性にあった下水道や農業集落排水施設の整備促進、合併処理浄化槽の設置や支援など、生活排水処理施設の整備の推進や維持管理を充実する必要があります。

また、産業排水による汚濁負荷の低減を図るため、事業者の自主的な排水対策の実施、行政による支援、監視体制の充実などを進める必要があります。

さらに、各主体の参加により水質を保全していくために、情報の公開、共有化を図り、共通の認識をもつとともに、市民参加のモニタリング等の充実が必要です。

- 安全で良質な水道水を確保するため、水道水源の汚染監視や汚濁機構の解明、未規制化学物質に関する情報収集を行う必要があります。

今後、水源を保全するための制度を含めた方策を検討する必要があります。

- 豊かな流れを取り戻すため、市民、事業者、行政が一体となって森づくりに取り組みます。また、日常的に節水、節電に努めること、もう一つの水源である処理水や雨水の利用の推進に取り組み、川に水を戻す施策を検討する必要があります。

今後、水利用の調査検討や積極的な節水施策、地域毎の地下水を含めた水循環のあり方を検討する必要があります。

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 第9章 散乱ごみや不法投棄のない地域づくりをめざします

### 〈現状と課題〉

大量に発生しているごみは、大部分を市町村が収集し、処理しています。

しかし、流域には、空き缶やタバコの吸い殻、ビニール袋などのごみの散乱がみられるほか、河川敷や山の中にも家電製品や自動車などの不法投棄が見受けられます。

これらの問題について、取り組みが必要なことは勿論ですが、事業者としては、製造、流通、販売の過程でごみを出さないようにするとともに、消費者もすぐにごみになるような商品は買わない、過剰な包装がしてあるものは買わないようにするなど、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の今の社会の仕組みを変えていく必要があります。

一方、ごみの焼却の過程で発生するダイオキシンの問題など、新たな問題に取り組む必要があります。

また、ごみ問題のほかに建設発生土の投棄の問題があります。

### 桂川・相模川における散乱ごみの実態

単位：個数

種 類	年 度	平成7年度	平成8年度	計
たばこのフィルター		19,328 (25.9%)	9,596 (19.2%)	28,924 (23.2%)
飲 料 缶		10,469 (14.0%)	7,660 (15.4%)	18,129 (14.6%)
食 品 ・ 菓 子 の 袋		4,790 (6.4%)	3,964 (8.0%)	8,754 (7.0%)
スーパー・コンビニの袋		4,151 (5.6%)	2,889 (5.8%)	7,040 (5.7%)
紙 片		3,452 (4.6%)	2,901 (5.8%)	6,353 (5.1%)
そ の 他		32,381 (43.5%)	22,793 (45.8%)	55,174 (44.4%)
計		74,571 (100%)	49,803 (100%)	124,374 (100%)

桂川・相模川流域クリーンキャンペーン実施結果報告書（平成7、8年度）

## 〈基本的方向〉

流域の多くの人々の参加によるこれまでの取組みにもかかわらず、散乱ごみや不法投棄は依然として減らず、多額の経費と多くの人々の時間が、ごみ拾いや不法に投棄されたごみの回収に当てられています。

過剰包装されたものは買わない、環境にやさしい商品（グリーン商品）を利用する、ごみを資源に変えるよう分別して出すなどのルールを確立し、不法なごみの投棄には、市民、事業者、行政が協力して厳しく対処をしていきます。

## [今後の検討事項]

- 観光、レジャーエリア、河川流域という地域特性を踏まえて、効果的なごみの減量システムを検討します。
- 容器包装リサイクル法の有効な実施に向けて、地域ごとにそれぞれの主体の課題を整理し、推進します。
- 河川敷や林道周辺におけるごみの散乱を防止するため、不法投棄の多い箇所への車両の乗り入れ規制や利用のルールを検討する必要があります。
- どうしても処分しなければならない廃棄物を受け入れる最終処分場のあり方について総合的に検討していく必要があります。
- 建設発生土は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、適切に利用されることになっていますが、流域では、適正な処理が行われていない事例もあり、適正な処理について協議していく必要があります。

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 第10章 開発事業や公共事業においても環境の視点を重視していきます

### 〈現状と課題〉

戦後、欧米の豊かさを模範とし、経済成長が進んできた中で、流域は「上流の過疎」と「下流の過密」に分断され、水需要が増大するとともに、河川の水質が悪化してきました。

流域においても、地域振興策として開発事業が導入され、治山・治水を基本としながら、公共事業が実施されてきました。「右肩上がりの成長」を限りなく維持するほど自然の容量は大きくありません。

また、経済的な成長が、必ずしも「生活の豊かさ」に結び付いていないことが認識されるようになっていきます。

こうしたことから、自然の価値や、水環境を保全することの重要性が広く認識されるようになっており、環境影響評価法の成立、河川法の改正など、法的な枠組みも環境を重視した方向へ転換しつつあります。

現在、法的な枠組みがどのように運用されるのか、また、環境の視点をどのように実現していくのかなどの情報収集については、今後の作業となります。

検討委員会では、開発事業や公共事業について意見交換を行いました。合意の形成はこれからの課題です。

### 〈基本的方向〉

国の環境基本計画は、健全な水循環機能の維持・回復、地域の実情に即した施策の推進、流域の地方公共団体間の協力や市民の自主的、積極的取り組みの促進など各主体の公平な役割分担の下での施策の推進などを求めています。

また、「地域において健全な水循環を確保するため、地域の実情に即し地域の市民、事業者の協力を得つつ水質、水量、水生生物、水辺地を含めた水環境を総合的に調査検討し、適切な施策を推進する」とことと定めています。

山梨県環境首都憲章では、「地域振興のための開発と環境保全との調和を図り、健康で安全、かつ、快適な生活を営むための基盤となる環境を守り育てていくために、わたしたち自身が人と自然との共生を基本とし、持続可能な社会を築く努力をしていかなければならない」としています。

神奈川県環境基本計画の『環境の保全と創造の基本理念』では、「県内のすべての地域においてそれぞれの地域の自然的社会的条件に応じて環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等の計画の段階から総合的に環境に配慮することにより、豊かな自然環境を保全し、住みよい都市を創造し、快適な生活を実現することを旨としなければなりません」としています。

流域協議会においては、流域の特性に配慮しながら、情報の共有と合意形成に向けて協議を継続していきます。

### [今後の検討事項]

- 最近の公共事業には、「多自然型川づくり」や「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」など環境を意識した事業が取り入れられ、さらに、これを法制面でも位置付けるため、治水と利水を目的としていた河川法に、河川環境の保全が目的として加えられました。また、従来の河川法ではなかった住民参加の機会も盛り込まれました。

今後、公共事業に環境の視点を取り入れていくことは時代の流れですが、住民参加など新しい制度を活用しながら、桂川・相模川の流域環境を回復し、保全していくための合意形成を**流域協議会**で積み重ねていきます。

- これまでのわが国の住民参加の形態は、限られたものでしかありません。住民参加により地域のことを決めるのは河川法の改正や環境影響評価法にみられるように時代の流れです。

このアジェンダは当初から市民、事業者の自主的な参加のもとで、行政と協議を重ねながら策定されました。その過程では相互不信や意見の対立もありましたが、流域の環境をよくするという共通の目標を達成するための出発点ということで合意が得られています。

今後、**流域協議会**では、市民、事業者、行政が信頼関係を築きながら、情報を交換し合意形成を進めていく必要があります。

- 開発事業や公共事業のあり方については、市民から数多くの提案がなされました。

民間の開発事業としては、大規模な宅地開発、産業廃棄物処分場、ゴルフ場の開発などについての意見が寄せられました。

また、公共事業としては、砂防堰堤や護岸工事のあり方、ダムの利便性と自然に与える影響の大きさ、ダム湖への堆砂やダムの寿命と持続可能な水利用、水需要予測や水利権のあり方、環境アセスメント制度と効果的な環境保全、公共事業のチェックや見直しのあり方などの多数の意見が市民から寄せられました。行政が行っている公共事業には、市民からは強い関心が寄せられる一方で、行政においても環境問題の解決に対する使命について認識を示しており、**流域協議会**の中で合意形成に向けて取り組んでいきます。

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

## 第11章 市民、事業者、行政が連携して取り組んでいきます

### 〈現状と課題〉

桂川・相模川流域で環境保全に係る取り組みを行っている市民は、かなりの数があり、それぞれの活動目的に応じて、市民、事業者、行政との間で連携が行われてきましたが、これからは、市民間のもとより、これら3者の協力連携の強化、相互理解と信頼関係を築くことが必要となっています。

この前提として、情報公開、情報提供の一層の充実が不可欠であり、さらに、3者間での情報の共有が必要です。

また、両県が行った「桂川・相模川流域住民等意識調査」(住民等約4,000人を対象に調査)では、環境保全上問題があるという人が回答者の6割以上あるのに対して、回答者の7割は環境保全活動を行っていないという意識調査の結果があり、これらの人の参加が必要となっています。

地域の市民、事業者が主体となって環境保全活動を進める気運が芽生える中で、市民、事業者の活動を活性化し、3者のパートナーシップによる環境保全活動を行うことが求められています。

## 桂川・相模川の環境保全に関する流域市民の意識

### 流域環境保全状況について

項目	回答数	内 訳		
		山梨県	神奈川県	その他
保全されている	44 (2.7%)	9 (1.9%)	35 (3.1%)	0 (0%)
改善すべき点がある	1,033 (63.2%)	289 (62.6%)	726 (63.3%)	18 (60.0%)
わからない	452 (27.6%)	127 (27.5%)	321 (28.0%)	4 (13.3%)
無 回 答	110 (6.6%)	37 (8.0%)	65 (5.6%)	8 (26.7%)
回 答 者 数	1,639 (100%)	462 (100%)	1,147 (100%)	30 (100%)

桂川・相模川流域住民等意識調査結果 (平成8年度)

# Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

流域環境保全上の改善すべき事項について（複数回答）

項目	回答数	内 訳		
		山梨県	神奈川県	その他
水質が悪い	465 (28.4%)	164 (35.5%)	297 (25.9%)	7 (23.3%)
水量が少ない	258 (15.7%)	87 (18.8%)	162 (14.1%)	9 (30.0%)
ごみがたくさん落ちている	717 (43.7%)	229 (49.6%)	477 (41.6%)	11 (36.7%)
粗大ごみが投棄されている	375 (22.9%)	88 (19.0%)	279 (24.3%)	8 (26.7%)
自然が少なくなっている	368 (22.4%)	98 (21.2%)	262 (22.8%)	8 (26.6%)
河川敷などの利用マナーが悪い	600 (36.6%)	136 (29.4%)	457 (39.8%)	7 (23.3%)
わからない・その他	77 (4.7%)	12 (2.6%)	61 (5.3%)	4 (13.3%)
回答者数	1,639	462	1,147	30

桂川・相模川流域住民等意識調査結果（平成8年度）

流域環境保全活動への参加状況について（複数回答）

項目	回答数	内 訳		
		山梨県	神奈川県	その他
河川敷の清掃活動へ参加している	283 (17.3%)	110 (23.8%)	165 (14.4%)	8 (2.7%)
生活排水対策の推進活動を行っている	214 (13.1%)	64 (13.9%)	145 (12.6%)	5 (16.7%)
動物を保護したり、調査する活動を行っている	50 (3.1%)	14 (3.0%)	30 (2.6%)	6 (20.0%)
植物を保護したり、調査する活動を行っている	49 (3.0%)	24 (5.2%)	25 (2.2%)	0 (0%)
森林を守る活動を行っている	80 (4.9%)	32 (7.0%)	45 (4.0%)	3 (10.0%)
活動はしていない	1,165 (71.1%)	304 (65.8%)	848 (74.0%)	13 (43.3%)
その他	101 (6.1%)	24 (5.2%)	68 (6.0%)	9 (30.0%)
回答者数	1,639	462	1,147	30

桂川・相模川流域住民等意識調査結果（平成8年度）

## Ⅲアジェンダ21桂川・相模川

### 〈基本的方向〉

流域環境を保全していくには市民、事業者、行政が協力して取り組む必要があります。

これまで、行政の情報をもとに各種の施策が進められていましたが、流域住民の持つ知恵と工夫と情報を併せることで、流域の環境を向上させることが可能です。

行政は、情報の共有化を進め、市民が主体となる活動を支える必要があります。

### 【今後の検討事項】

- 市民、事業者、行政の対話の場である**流域協議会**で、情報を共有化しながら、流域の課題について協議調整し、合意を形成していきます。
- 3者の連携による環境保全活動を行います。
- 地域や活動にねざした環境保全のためのネットワークづくりを推進していく必要があります。
- さまざまな社会的グループが参加できるようなきめ細かな方策や市民の流域における活動を支える「仕組み」づくりについて検討していく必要があります。

〈 參考資料 〉

## 桂川・相模川流域協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、桂川・相模川流域協議会（以下「流域協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 流域協議会は、桂川・相模川の流域（河川において地表に降った降水を集水する地形的な範囲をいう。以下同じ。）の行動計画である「アジェンダ21桂川・相模川」を推進することにより桂川・相模川の流域の環境保全を図り、もって、持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くことを目的とする。

(事 業)

第3条 流域協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「アジェンダ21桂川・相模川」の策定、推進、評価及び見直し
- (2) 桂川・相模川の流域の環境保全を図るための事業
- (3) 流域協議会の会報誌の発行
- (4) その他流域協議会の目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 流域協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、桂川・相模川の流域の市民、事業者（公営企業を含む。以下同じ。）、行政（地方公共団体（公営企業を除く。）及び国をいう。以下同じ。）、桂川・相模川の水を水道水として利用している者、その他流域の環境保全に関係する者で、本会の目的に賛同する者とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的に賛助協力する者とする。
- 4 流域協議会の会員は、会費、負担金、賛助金（以下「会費等」という。）を納めるものとする。
- 5 会費等は、年額とし、毎年4月1日から5月31日までに納入しなければならない。
- 6 会員は、流域協議会が行う事業への優先参加並びに流域協議会が発行する会報誌及び図書の優先配布を受けることができる。

(入会及び脱会)

第5条 流域協議会の入会及び脱会に関する事務は、事務局（第15条に規定する事務局をいう。）が行う。

(役 員)

第6条 流域協議会に、次の役員をおく。

- (1) 代表幹事 5名
- (2) 幹 事 主体（市民、事業者及び行政をいう。以下同じ。）別部会毎に5名以上10名以内  
地域協議会（第11条の規定により地域に設置された協議会をいう。）毎に1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 3名

- 2 役員は、会員の中から、幹事は各主体別部会、地域協議会が推薦した者について総会において承認し、その他の役員は総会で選出する。
- 3 代表幹事は、幹事の互選により定める。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員職務等)

第7条 代表幹事は、流域協議会を代表し会務を総理する。

- 2 幹事は、流域協議会の運営について協議する。
- 3 会計は、流域協議会の会計事務を担当する。
- 4 監事は、流域協議会の会計及び会務執行を監査する。

## (総会)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、代表幹事が招集する。

- 2 定期総会は、会計年度終了後、毎年1回、開催する。
- 3 臨時総会は、代表幹事が必要と認めたとき、又は、幹事会の要求があった場合に開催する。
- 4 総会の議長は、その総会において選出する。
- 5 総会は、次に掲げる事項を協議・決定する。
  - (1) 規約の制定、改廃
  - (2) 会計及び監事の選任並びに幹事の承認
  - (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (5) その他幹事会が必要と認める事項
- 6 総会は、会員の現在数の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開くことができない。
- 7 総会の議決は、流域協議会が流域環境保全の合意を形成するための協議の場であることに鑑み、正会員の合意をもって行う。
- 8 総会において議決に至らなかった事項については、総会において、各主体から5名以内の会員を選出して、協議機関を設置し、協議・決定するものとする。この協議機関における協議決定事項は、流域協議会の総会の議決とみなす。

## (幹事会)

第9条 役員は幹事会を組織し、幹事会は総会で議決した事項を執行する。

- 2 幹事会は、必要に応じ代表幹事が招集し、幹事会の議長は代表幹事の中から選出する。
- 3 幹事会は、流域の環境保全の取り組みに関し合意を形成するための協議の場であり、「アジェンダ21桂川・相模川」の達成状況の評価、見直し、流域協議会の取組み等について協議する。
- 4 幹事会は、総会に付議すべき事項を協議・決定する。
- 5 幹事会は、事務局長及び事務局員について、協議・決定する。
- 6 幹事会は、協議に必要な会員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

# 参 考 資 料

## (主体別部会)

第10条 流域協議会に主体別部会を置く。

- 2 会員は、主体別部会にそれぞれ所属する。
- 3 主体別部会は、「アジェンダ21桂川・相模川」の達成状況の評価、見直し、流域協議会の取り組み等について協議する。
- 4 主体別部会は、流域協議会の運営を行う幹事を選任する。
- 5 主体別部会の運営については、主体別部会がそれぞれ定める。

## (地域協議会)

第11条 地域における桂川・相模川の流域の環境保全の取り組みを推進するため、地域協議会を設置することができる。

- 2 地域協議会は、流域協議会の運営を行う幹事を選任する。
- 3 地域協議会の運営については、地域協議会が定める。

## (専門部会)

第12条 幹事会に、流域の環境保全に関し専門的に検討するため、専門的な事項別に、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、専門的な事項に関係のある主体で構成し、検討結果を幹事会に報告する。

## (会 計)

第13条 流域協議会の活動に要する経費は、会費等、補助金その他の収入をもってあてる。

- 2 流域協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会費等の規定については、別に定める。

## (委 任)

第14条 この規約に定めるもののほか、流域協議会の運営その他必要な事項は別に定める。

## (事務局)

第15条 流域協議会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

## (附 則)

- 1 この会則は、平成10年（1998年）1月20日から施行する。

## (経過措置)

- 2 流域協議会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から3月31日までとする。
- 3 流域協議会の設立当初の役員の任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、設立の日から平成10年（1998）度に開催される定期総会までとする。

## 桂川・相模川流域協議会の運営に関する細則

平成10年（1998年）1月20日制定

桂川・相模川流域協議会規約第14条の規定に基づき、桂川・相模川流域協議会（以下「流域協議会」という。）の運営に関する細則を次のとおりとする。

- 1 桂川・相模川の流域の環境の保全に向けて、「アジェンダ21桂川・相模川」を推進するとともに、市民、事業者、行政（以下「主体」という。）は、継続した協議を通じて相互に理解を深め、合意を形成する。
- 2 流域協議会を開かれたものとするため、必要な情報は共有する。
  - ・流域協議会の議事内容は公開とする。
  - ・会員は、幹事会、地域協議会、専門部会に参加することができる。
- 3 流域協議会の会員は、桂川・相模川流域の環境保全の取組みについて対等な立場で提案し、協議を行う。
- 4 各主体は、「アジェンダ21桂川・相模川」及び流域協議会の合意事項を尊重するとともに、実効性のある環境保全のための方策を推進する。
- 5 各主体は、必要に応じて、学識経験者・専門家の出席について合意し出席を要請する。
- 6 幹事は、必要な場合は、代理者を立てることができる。

## 桂川・相模川流域協議会の会費等について

平成10年（1998年）1月20日制定

桂川・相模川流域協議会規約第13条の規定に基づき、桂川・相模川流域協議会の会費等を次のとおり定める。

### 1 会 費

(1) 市 民 一口 1,000 円とし、一口以上とする。

(2) 事業者

事業者 一口 10,000 円とし、一口以上とする。

### 2 負担金

(1) 山梨県、神奈川県

別途定める。

(2) 流域を構成する市町村

別途定める。

### 3 賛助会費

賛助団体からの賛助金額

### 4 その他

## アジェンダ21桂川・相模川の策定に係わった方（機関）

アジェンダ21桂川・相模側は、アジェンダ21桂川・相模川(仮称)検討委員会で検討され、1998(平成10)年1月31日の桂川・相模川流域議会臨時総会で採択(策定)されたものです。

### アジェンダ21桂川・相模川（仮称）検討委員会（出席者）

#### 〈市 民〉

##### （山梨県）

江口 泰弘  
加々美 清子  
河西 悦子  
河西 万文  
篠田 授樹  
鈴木 敏道  
高木 弘  
中村 道子  
山本 豊美

##### （神奈川県）

天内 康夫  
石田 幸彦  
氏家 雅仁  
岡田 一慶  
梶谷 敏夫  
亀井 一正  
川嶋 庸子  
倉橋 満知子  
桑垣 美和子  
小西 一郎

小宮 昇  
坂本 久正  
相馬 徳人  
高岡 まさみ  
詫間 美保  
長谷川 朝恵  
林 雅信  
宮崎 紀美子  
村山 嘉昭

#### 〈事業者〉

##### （山梨県）

桂川漁業共同組合  
国際電気株式会社富士吉田工場  
北都留森林組合  
笹一酒造株式会社  
東京電力株式会社  
ライオンズクラブ国際協会 330-B地区地球環境委員会

##### （神奈川県）

アンリツ株式会社厚木事業所  
JA神奈川県中央会  
東京コスモス電機株式会社  
神奈川県企業庁

#### 〈行 政〉

山梨県  
神奈川県  
相模原市  
富士吉田市

#### 〈アドバイザー〉

環境庁水質保全局水質管理課  
建設省関東地方建設局京浜工事事務所

#### 〈専門家〉

椎名 慎太郎（山梨学院大学教授）  
田中 収（大月短期大学教授）  
田中 充（環境自治体アドバイザー）  
平野 幸彦（神奈川県昆虫談話会）

- 以上の皆さんのほか、1997年2月22日～23日に藤野町において開催した「桂川・相模川アジェンダ21市民会議」、同年9月28日に開催した市民主催のシンポジウムに多くの市民の参加があり、意見をいただきました。

清く豊かに川は流れる

「アジェンダ21桂川・相模川」〈1998年1月策定〉

発行 桂川・相模川流域協議会

編集 山梨県環境局環境総務課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
電話 0552-37-1111(代表)

神奈川県環境部水質保全課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1  
電話 045-201-1111(内線3786)